

杉並区地域自立支援協議会設置要綱

〔平成 19 年 3 月 29 日〕
〔杉並第 88517 号〕

改正 平成 23 年 6 月 20 日 23 杉並 16189 号

(目的)

第 1 条 障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進する中核機関として、杉並区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 障害者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議（以下「個別支援会議」という。）の促進に関すること。
- (4) その他障害者福祉の増進に必要なこと。

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 保健医療関係者 1 人
- (2) 教育関係者 3 人以内
- (3) 就労支援関係者 2 人以内
- (4) 権利擁護関係者 1 人
- (5) 障害当事者 2 人
- (6) 学識経験者 1 人
- (7) サービス事業者 4 人以内
- (8) 相談支援事業所 6 人以内

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(相談支援部会及び専門部会)

第6条 協議会に相談支援部会を置くとともに、会長は必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 相談支援部会及び専門部会の構成員は、会長が指名する。

3 相談支援部会は、相談支援事業所の連絡調整や個別支援会議等における相談事例の検証を行う。

4 相談支援部会及び専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の中から会長が指名する。

5 部会長は、部会を招集し、会議の経過及び結果を協議会に報告する。

(幹事会)

第7条 協議会の事務を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、区長が指名する職員及び会長が指名する委員をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事の中から会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者生活支援課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。